

離婚における父子の引き離し問題と、そのカルト化事例としてのDV冤罪

社会構成主義的立場からの解決を模索して

須田桂吾 須田心理相談室

要約

本稿では、まず、現在の日本社会において、大変深刻な問題でありながらその社会的認知が遅れていると考えられる、離婚を契機とした父子の引き離し問題を提起する。その上で、そのカルト化事例としてのDV冤罪の問題を採り上げ、問題状況の在り様を検討し、さらには問題解決に向けた端緒を示したい。DV冤罪は、当事者レベルで言うならば、昨今増加する離婚と、離婚を契機とする両親による子どもの奪い合い紛争という深刻な問題状況の下、DV法を悪用して自らの直面する人格的、家族的諸問題の打破を図ろうとする妻による行動化として捉えることができる。しかし、実際のDV冤罪はこうした当事者を中心とした問題の捉え方および対応の仕方だけでは不十分であり、それらに加え、司法、行政機関、そして女性団体等による、いわば「DV告発のための複合体」とでも呼ぶべき社会的実態の在り様と連関した問題として、つまり社会的に構成された問題として捉え、対応することが肝要であろう。

キー・ワード：離婚と子ども，DV冤罪，カルト

ABSTRACT

Parental Alienation Syndrome in Japan and the cult of false domestic violence in Japan

Searching for a solution through a socially constructive approach

SUDA, Keigo

Suda Psychological Clinic

In this paper, I first bring attention to the serious and generally unreported problem of alienation between father and his children after divorce in Japan. I follow by looking at the problem of parental alienation syndrome as a by-product of the cult of false domestic violence (DV) in Japan now, and examine a way of describing the problem, and try to show some possible solutions. At present Japan has a large number of divorce, which include a significant number of cases where parents are unable to agree upon custody. DV involves the putative victim “acting out”— the requirements of DV laws as a means of escaping personal or family problems. However, false DV needs to be viewed as social construct created by a “DV discovery complex” comprised of the

judicial system , government bureaucracies and the women involved.

Key Words :divorce and children, false domestic violence, cult

I はじめに

1. 問題意識

1) 日本でも増加する離婚と、それに伴う「父子の危機」

現在、日本における年間の離婚件数は約28万件。離婚を経験する未成年の子どもたちは年間約25万人に達している（厚生労働省，2007）。

また、離婚後の親権の約8割が母親に渡り、離婚後の面接交渉は4割程度に止まっていることからすると（家族問題情報センター，2005），毎年15万人もの未成年者が離婚によって片方の実親と生き別れとなり，その内12万人の未成年者は実の父親との関係を絶たれていることになる。

この数は、年間の不登校児童生徒数に匹敵する（文部科学省，2007）。

不登校児童生徒が直面するストレスも相当なものだろうが，実の父親と生き別れになることの重大さに比べればまだましなのではないだろうか。

しかし，不登校児童生徒の問題に対しては，近年スクールカウンセラー等による専門的援助が公的に提供されている一方，離婚による父親と子どもの生き別れの問題に対する社会的認識はまったく不十分であり，社会的援助は未整備なまま放置されていると言えよう。

2) 「DV冤罪」という問題状況¹⁾

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下，DV法）は，2004年，身体的暴力のみならず精神的暴力をもその介入対象に含んだ内容へと改正された。

真性のDV被害者を救おうとするDV法本来の精神そのものは尊いが，前項に示したような離婚後の親子をめぐる深刻な問題状況の中で，子どもの親権や養育費等について有利な条件での離婚を求める妻たちと，それを支援する運動勢力とが，DV法を悪用し，虚偽のDVを申し立てるとされるケースが現われるようになり，こうしたいわゆる「DV冤罪」²⁾（以下，DV冤罪）という新たな問題状況の出現によって，「父子の危機」状況はより一層深刻なものとなってきていると考えられる。

3) PAS（「片親引き離し症候群」、Parental Alienation Syndrome）の一内容としてのDV冤罪

1970年代以降，アメリカでは，科学的研究の成果により，離婚後の子どもと離れて暮らす親との交流が子どもの発達に重要な役割を果たすことが認められ，離婚後の選択的共同親権制度等による法的保障が進められていった（Wallerstein JS et al,1980: 棚瀬，2004）。

また，子どもの権利条約でも，親子の不当な分離の禁止（第9条）が定められており，その結果，日本も含めた締結国は「子どもの最善の利益」に鑑み，離婚しても親子関係が保障されるよう，国内法の修正が求められた。現在日本を除いた先進諸国ではそのような修正が既に行なわれている（日本弁護士連合会，2006）。

ただし，法的保障がなされてもなお，離婚後の親子の交流には多くの課題が残される。

PAS（「片親引き離し症候群」、Parental Alienation Syndrome）は、以下の四点に代表される、離婚前の別居中や離婚後、監護親が、非監護親とその子どもとの親子関係を疎外する問題状況である（Bone JM et al,1999）。

- ① 監護親が、非監護親とその子どもとを物理的に引き離す
- ② 監護親が、非監護親による実子に対する虚偽の虐待を訴える
- ③ 非監護親とその子どもとの関係に原因不明の不自然な悪化が見られる
- ④ 非監護親とその子どもが面会すると、子どもに不自然な恐怖反応が起こる

本稿で採り上げるDV冤罪の本質は、ミクロ的には、この「片親引き離し症候群」として記述される問題と重なる要素が大きいと思われる。

4) よりマクロな社会状況におけるDV冤罪

一方、DV冤罪を構成するマクロ的要素を挙げると、以下のようになろう。

- ① DV法
- ② 妻らに偽りのDVを訴えられ、離婚係争へと巻き込まれ、子どもとも引き離される「DV加害者」³⁾とされた夫たち
- ③ 偽りの（あるいは妄想によって）DV被害を訴える妻たち
- ④ DV冤罪問題に巻き込まれる子どもたち、及び当事者夫婦の実家家族等
- ⑤ DV被害者たちも部分的に含まれる、トラウマからの回復運動⁴⁾
- ⑥ DV被害者たちも部分的に含まれる、フェミニズム運動
- ⑦ 上記⑤および⑥が融合した形態としてのDV告発運動
- ⑧ 上記①、⑥、⑦を推進する政策基盤としての男女共同参画基本法及びその政策
- ⑨ 社会全体レベルにおいて散見される全体主義的システム

このように、DV冤罪問題は、当事者のこころの問題から、社会運動、法律、政策、社会的言説、社会システムにおける腐敗構造等まで、多層的要素によって構成されているものと考えられる。

2. 目的

本稿において、筆者は、以上のように現在深刻なDV冤罪の問題を、ミクロからマクロに至る幅広い構成要素を持った問題として捉え、その本質を検討し、問題提起を行なう。

また、DV冤罪に対する心理臨床家としての構えや具体的介入等を検討、提案する。

筆者は、本稿が、DV冤罪問題に対する注意を喚起し、今後の研究や具体的介入への端緒となることを期待している。

II 方法

1. 社会構成主義的アプローチ

心理的のみならず社会的にも幅広く構成されたDV冤罪という問題状況について、本研究では社会構成主義の立場から研究アプローチを行なう(Burr V, 1995/1997)。

2. フィールド・ワーク

今、我々の住む日本には、本稿の表題である「離婚における父子の引き離し問題と、そのカルト化事例としてのDV冤罪」という問題状況にまさに直面している当事者たちがいる。そうした当事者たちが不安、怒り、そして深い悲しみを抱えながらも、自然発生的に構築されたネットワークがある。

本研究では、そうした当事者たちと出会い、その生の声に耳を傾け、彼らの直面している問題状況について検討、考察した(箕浦 編, 1999)。

1) 離婚における父子引き離し問題や、DV冤罪と直面する当事者の自助グループ

① ファザーズ・ウェブサイト (<http://www.fatherswebsite.com/>)

離婚しても親子の交流を守るため、子どもの権利条約等に基づき、面会交流の明文化、離婚後の選択的共同親権化等を訴えている。2000年9月に創設された本グループは、日本における同様の自助グループの先駆的存在である。

ホームページを通しての会員相互の情報交換、心のケア、親睦会、社会に向けての情報発信等の活動を行なっている。会員約80名(2006年12月現在)。

3. アクション・リサーチ

さらには、筆者自身も既存の当事者およびそのネットワークを調査研究するのみならず、DV冤罪という問題に対し、解決に向けた活動を行なった。

具体的には、インターネットを活用した自助グループの立ち上げ、当事者に対する援助活動、政策提言、調査研究等を行なっている(渡辺, 2000)。

III 事例研究

本章では、まず典型的なDV冤罪事例を示し、その後、フィールド・ワーク全体を通じて得られた知見を織り交ぜながら、現在の日本におけるDV冤罪の実態を描き出したい。

1. 躁鬱病の小説家による精神的虐待を訴えた離婚請求事件

1) 家族構成

夫 a 男 (46 歳) : 新人の時代小説家, 障害者年金を受ける躁鬱病患者でもある。

妻 B 子 (37 歳) : 派遣社員

息子 C 男 (6 歳) : 保育園児

D 子 (71 歳, A 男の母) : A 男によれば, D 子は気が強く, 昔は A 男を虐待し, その後 B 子との嫁姑問題も抱えていた。D 子の夫は, アルコール依存症であり, そのために既に亡くなっている。

E 子 (94 歳, A 男の母方祖母) : 健康良好, クリスチャン

< B 子の実家家族 > F 子 (B 子の母, 東京在住) : A 男とは仲が良い

G男（B子の父、東京在住）：重度のアルコール依存症

2) 事例の概要

A男とB子は、平成12年5月に入籍した夫婦である。

二人は、A男が出版社に勤務しB子はフリーライターであったため、平成10年1月に仕事で知り合い、同年10月頃交際を始め、翌平成11年5月に婚約した。また、同年10月にB子の妊娠が判明した。しかし、この頃からA男に狭心症の発作が出始めた。

平成12年5月入籍。同年6月長男C男誕生。

同年6月にA男は、一旦仕事に戻るが、仕事ははかどらず、出版社を退社する。その後次第に蓄えが尽き、消費者金融からの借金を繰り返した。

平成13年8月、その後の収入の当てがない為、A男の実家（名古屋）へと引っ越す。

同年9月、B子は派遣会社に登録し、一ヶ月ほどして働き始める。

A男は就職の当てなく、小説家として身を立てる決心をするが、公募での落選が続く。

平成14年4月、C男、保育園入園。送り迎えと帰宅後の世話はA男とD子が行なう。

当時生活費用はB子の収入によって支えられていた。

それを心苦しく思ったA男はアルバイトや就職はするが、平成15年12月頃から激しい気分変調、うつ状態を自覚するようになり、会社を退職。

同年5月躁うつ病の診断が出る。同9月、精神障害者手帳交付。

平成17年、薬物療法により、快方に向かい始める。

A男の小説が認められ、同年5月に小説家デビューを果たす。さらに、同12月には、二作目が出版され、三作目の依頼も入る。

同9月躁うつ病の障害者年金受給権を取得。

平成18年1月、一時期再びA男の症状が悪化。家の中で暴れることもあったが、その矛先は妻のB子ではなくD子であった。

同2月、B子は家族で住むマンション物件を見つけたが、B子の借金が新たに発覚したことにより、ローンが組めず、あきらめた。A男は、借金整理の計画を立てようとB子に提案すると、「一ヶ月待って」と言われた。以後、しばらくは、平穏な夫婦生活。

同3月6日、B子はA男に無断で退職したが、その後数日は出勤を装う。

同3月8、9日、A男は出張。10日には家に戻り、保育園に子どもを迎えに行くが、保育園の先生より、B子から「事情は言えないが、今日はお休みします」と、朝、慌てた様子で電話があったとのこと。急いでD子に電話するが、D子は事情を知らないというので、警察に捜索願を出す。すると、B子からDV法による申し立てがあり、捜査はできないとの回答があった。

同3月27日、B子から「全権委任」を受けた旨、B子代理人弁護士より通知書届く。

その内容は、①A男からの言葉の暴力により夫婦は既に破綻し、修復不可能である。②近日中に離婚調停を起こす。③連絡窓口は当弁護士とし、B子およびその親族への接触を一切ひかえるように（関係遮断）、というもの。

さらに、同4月10日付けの離婚調停申立書の内容は、①夫婦関係は既に破綻してお

り、その原因はA男の、B子やC男に対する精神的暴力を含む支配的態度である。②その具体例として、B子が作る料理を「まずい」と言う。シーツにしわが寄っていると怒る。怒る時、最後に「バカ」と言うなど、全12項目。③B子は、何とか修復に努力したが、もはや不可能と気づき、同3月10日に、長男を連れて家を飛び出した。（「親による誘拐」⁵⁾の問題）④現在、B子とC男は、安全な場所で平穏に暮らしており、A男の親権者をB子とすることを求める、というもの。

調停では、「暴力夫との話し合いは不可能」とばかりにたった一回で不調となり、すぐさま妻側より離婚訴訟が申し立てられた。

離婚訴訟では、破綻の原因にA男によるいわれの無い「異常な性的言動」も加わった。

A男にしてみれば、B子の一方的な訴えにより、C男との関係までも突然絶たれてしまったが、B子の居場所がわからないために申立書の送達ができず、子どもとの面接交渉の調停すら申し立てることができない。

2. DV冤罪はどのように構成された問題か：問題の要点

上記Ⅲ—1の事例も含めた本研究における調査研究の結果から、以下、DV冤罪がどのように構成されているのかを検討し、DV冤罪の本質を整理したい。

1) 当事者家族、及び彼らに直接関与する人たち

① 「加害者」とされた夫たちに対する深刻な人権侵害の状況

ある日突然妻子が消え、離婚を認めないと子どもにも会えず係争が続く（現実には離婚後の父子交流の保障もない）。しかも、その過程で肝心のDVに関する事実関係は慰謝料の争いが無ければ一切精査されない。これは、「加害者」とされた夫に対する人権侵害であろう。

実際、DV援助現場からの報告にもあるように、有利な離婚を目的に虚偽のDVを申し立てると思われるケースが後を絶たない（鳥取県人権救済条例見直し検討委員会，2006）。

本ケースでも（Ⅲ—1），A男は離婚訴訟の答弁書でDVの事実を否定したが、その後の口頭弁論でDVに関する審理は一切なされなかった。すなわち、DVを理由に離婚訴訟を申し立てられたが、実際の訴訟の場ではDVの真偽は一切問題にされず、婚姻が破綻しているかどうかだけが検討される。現在日本の家庭裁判所では破綻主義を採用しており、一方の当事者に婚姻を継続する意思がなければ婚姻は破綻しているものと認定される。よって、本ケースでも、「DVが問題にされないDV離婚裁判」で破綻認定されて離婚に至るという、非常に理不尽な推移を辿っている（二宮ら，2005）。

このような経過の中で、「加害者」とされた夫は当然のことながら、深い悲嘆にくれ、重い抑うつを経験する。極限状況の中、自殺する者、妻を殺害する等の犯罪に走る者すら現われている（毎日新聞，2006b）。

② 妻の人格的問題と実家家族との未熟な関係性

虚偽のDV申告を行なう妻たちには、被害感の強い自己愛性人格障害、妄想性人格障害、育児不安等の精神的問題を抱えるケースが多数見られた。また、それを裏付けるような妻とその実家家族における依存的で未成熟な関係性の問題も同時に見られた。

しかし、このような妻側の人格的問題、家族関係の問題等については、DV告発運動内、あるいはDV法行政の現場等では、「被害者」擁護を口実に否認する言説が見られ、それ

どころか、妻らの自己愛的な憤怒のはけ口を「加害者」夫へと向かわせているかのようである。（例えば、加藤，2004）。

③ 一時保護された妻子による真実の証言

一時保護はされたものの後に夫の元に戻った妻たち，シェルターでの生活を経験した子どもたちの証言もある。その共通点は，「被害者」保護を理由に外部へ情報が漏れないDVシェルターにおいて，例えば「夫の元に帰りたい」等の当事者自身による自由な意思決定や，「パパと会いたい」等の子どもの切実な希望が，阻害されている実態を示唆する。つまり，現行DV法下におけるDV援助が，「加害者」とされた夫以外の家族に対しても，人権侵害となっている可能性がある（吉本，2006）。

④ DV法の悪用により離婚した母と子のその後

現在，母子家庭における虐待問題は深刻である。2006年だけでも社会問題になるほど多数の乳幼児が犠牲になった（毎日新聞，2006a：読売新聞，2006）。

特に，虚偽のDV申し立てという行動化によって離婚し成立した母子家庭の場合，母親の次なる怒りや葛藤の矛先が子どもに向かうケース。また，新しいパートナーとの関係が，前夫との間に生まれた子どもの存在を排除し，虐待に向かうケースなど，経済的支援だけでは解決し得ない問題をはらんでいると言えよう（東京都福祉保健局，2005）。

⑤ 「運動家弁護士」の深い関与

虚偽のDVを申し立てる妻たちの代理人弁護士には，トラウマからの回復運動やフェミニズム運動，左翼運動等に深く関与している者が多く見られた。

彼らは，「法的手段に訴えることは回復への道」とし，「DV被害者」の弁護活動を通してDV告発運動を推進しているかのようである（鈴木ら，2004）。

本ケースの妻側代理人弁護士は，子どもの虐待防止ネットワークの顧問弁護士でもある。

彼は，児童虐待児を守る立場にありながら，何ら客観的根拠なく「父によって子どもが連れ去られる」からと，父子を会わせようとしなかった。

しかし，父子の交流は，児童虐待等の特段の理由がない限り，子どもの権利条約等の法令により保障される「子どもの最善の利益」に適う権利であり，それを奪うことはすなわち子どもへの虐待行為であろう。

⑥ 「父子の危機」を救わない家庭裁判所

I—1—（3）で触れたように，虚偽のDV申し立てによる父子の引き離しは，PAS（「片親引き離し症候群」）の一内容として捉えられ，子どもにとって有害だが（子どもの権利条約違反），非監護親と子どもの面会交流権が民法に明文化されていない日本の現状において，司法にはこのような認識が極めて希薄であるようだ。実際，裁判所を通して，引き離された父子が再び会い，その後も会い続けるには，多難な現実がある。

⑦ フェミニスト・カウンセラーの問題

「DV被害者」が最初に出会うDV援助者とは，多くの場合女性センター等でDV相談を担当する女性カウンセラーである。そうしたカウンセラーを通じて「DV被害者」は一時保護されるのである。

DV相談を担当する相談員には，フェミニスト・カウンセリング研修（日本フェミニスト・カウンセリング学会主催）を終えたフェミニスト・カウンセラー等，が当てられているようだ。「カウンセラー」や「相談員」という名称が容易に用いられる一方，彼女らの

専門性、及び政治性に問題はないのだろうか。

複数の当事者による証言や論文等資料を検討したところ、大変驚くべきことに、結婚生活自体を女性差別の場であるかのように否定的に捉えるフェミニスト・カウンセラーは、DV相談に訪れる多くのクライアントに対し、積極的に離婚を勧めるという実態があるようだ（加藤：中野，2004）。

2) DV告発運動とそのカルト性⁶⁾

① DV告発運動の理論と問題：『バタードウーマン』とアディクション・アプローチ

DVに関する主要な文献を検討した結果、日本におけるDV告発運動の中心理論は、Walker LEによる『バタードウーマン』⁷⁾（Walker LE, 1979/1997）という一冊の本に依拠しているかのようであった。

そこには、「暴力のサイクル理論」や、DVの具体的内容の説明、さらにはDVシェルターにおける援助活動等のDV援助施策に至るまで、現在日本のDV法における基本的内容が大方網羅されている。

ただし、驚くべき点は、著者であるWalker LE自身が、そのまえがきで、自らの理論が仮説に過ぎないと断言していることである。

現在では、DVを幾つかの類型に分けて評価し、各タイプに応じた対応がなされている（Johnston JR et al, 1993：棚瀬，2007）。

つまり、日本のDV法は、28年前のアメリカで考えられた古典的なDV理解と対応法を基に、それを他のDVのタイプにも強引に当てはめる形で現在実施されていると言うことができよう。

また、DV告発運動は、日本ではトラウマからの回復運動と部分的に重複しており、そのため個々の当事者レベルでは、アディクション・アプローチが強い影響を与えているようである（信田，2002）。

暴力行為をアディクションの一種と捉えるこのアプローチは、DV法援助に適用された場合、下記のような弊害が懸念される。

a. あたかも断酒をさせるがごとく、父子を分離させてしまう。また、同様に夫婦関係についても、関係修復を図るよりも分離へと走ってしまう。

b. 「父母の喧嘩を見せるのも児童虐待」とする言説は、DV法に使用された場合、容易な家族解体へと繋がり、親子の引き離しというもうひとつの児童虐待へと結びつく。

c. 家族を「支配と被支配」の場として捉える傾向により、家族や夫婦の重要性が疎外され、家族破壊へと向かってしまう。

d. 海外では、既に「偽りの性虐待の記憶」問題等のカルト化が起こっている。

② 女性支援団体のカルト性

現在DV告発運動を推進する一部の女性団体にはカルト的傾向が見られた（斎藤，1996）。

a. インターネット上には、「掲示板」を使ってDV被害者を援助する、40万ものアクセス数を誇るサイトがある(Cherry Blossoms, 2007)。

そこでは、専門性の定かでない匿名の「援助者」が、不特定多数の来談者を集め、ネット上で語られた限定的な情報を基にDVか否かの査定をし、極めて具体的な対処法を指南していた。例えば、会ったこともない夫を「DV加害者」とであると断罪し、「DV被害者」である妻に子どもを連れて家を出ろと勧め、来談者はその指導に従い子どもを連れて失踪するという事例も見られた。つまり、家族の将来を大きく左右するような重大事項が、匿名性の高いネット上で、素姓の知れない「援助者」との簡単なやり取りで決められていた。

b. 同様の危険性は、例えば、家族の価値に否定的な団体等が主催する電話相談、離婚相談会等の機会にも当てはまる。

③ 情報操作と「神話」の存在

DV法では、DVの実態を調査した統計結果が、DV法およびそれに基づく政策を正当化する根拠としてしばしば使用されている(内閣府男女共同参画局, 2007)。しかし、国の示すこうした「科学的根拠」をいくら見ても、例えば女性のみを被害者として援助する根拠としては極めて脆弱と言わざるを得ない(林, 2005)。

逆に、DV法は家庭内の主として夫による暴力から妻の生命を守るために予防的介入を行なう法律であるにもわがかわらず、表1からも明らかのように、DV法の導入以降、夫によって殺される妻の数は減少していない。それどころか、逆に妻によって殺される夫の数は年々増え続け、この10年間で2倍となり、もはや夫が妻を殺すケース数に迫っている。特に注目すべきは、DV法が導入された平成13年、および第一次改正により精神的暴力をもその対象にするなどの拡充が行なわれた直後の平成17年には、前年比12件程度、妻による夫の殺人件数が増えている点である。

つまり、表1からは、DV法が夫婦間の暴力による生命の危機を回避するどころか、逆に危機を生み出す火種であるかのような実態が浮かび上がる。

平成19年に世間を震撼させた、DV被害を訴える妻による「加害者」夫バラバラ殺人事件は、執拗な隠蔽工作(=情報操作)も含め、こうした状況を象徴する事件と言えよう。

	平 8	平 9	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14	平 15	平 16	平 17
殺人(件)	1,118	1,142	1,222	1,098	1,219	1,157	1,238	1,258	1,224	1,224
うち配偶者	155	155	189	170	197	191	197	215	206	218
うち夫によるもの	112	101	129	105	134	116	120	133	127	126
うち妻によるもの	43	54	60	65	63	75	77	82	79	92

表1 配偶者による殺人の検挙件数の推移(警察庁, 2006)

DV法援助現場には、科学的根拠のない、下記（「別れさせるための言説群」）のような諸言説が多数存在し、それらによってまさに暴力的に押し進められているかのようである（加藤，2004：中野，2004：内閣府男女共同参画局編，2005：日本DV防止・情報センター，2005）。

- a. 「あなたは悪くない。」悪いのは男性優位社会であり、その中で権力を振るう夫である。
- b. 家族とは、父権的権力による支配の場である。
- c. DVにはサイクルがある（暴力のサイクル理論）。夫が優しくなったとしてもそれは蜜月期に入っただけ。緊張蓄積期を経てやがて爆発期が訪れる。こうしたDVのサイクルは永遠に続き、しかもエスカレートして行く。
- d. 夫との結婚生活に「執着」（依存）してはいけない。DV加害者は口がうまく、暴力を否認する。騙されてはいけない。
- e. 法的手段に訴えることは、（行動化（acting out）ではなく）、心的回復への道だ。
- f. 子どもをDV家庭に置いてはいけない。それは児童虐待だ。子どもを連れて逃げよ。
- g. DV加害者である夫に子どもを会わせてはいけない。夫は子どもを利用し、復縁を迫る等、子どもの混乱を招くだけ。

④ DV冤罪を必然的に生み出す日本のDV法

諸外国の実情と比較しても、日本のDV法の場合、一時保護後にDVの事実関係についての精査を求める規定がない、冤罪防止規定もない、また別居と同時に夫婦関係修復の可能性を考慮せず母子の自立支援を行なう等、現状はDV冤罪が起りやすい異常な状況にあると言えよう（棚瀬，2007）。

⑤ 諸外国における「偽りの性虐待の記憶」問題等カルト化事例との類似性

DV告発運動を部分的に構成するトラウマからの回復運動における代表的なカルト化事例としては、「偽りの記憶」問題が挙げられる（Loftus E et al, 1994/2000:矢幡，2003）。

この問題では、娘に催眠を行ない「父親による過去の性虐待」という偽りの記憶を「思い出させた」心理療法家の責任が重く問われた。やがて、そのような心理療法家に対し裁判所からの莫大な賠償命令が下るようになり、ようやく終焉を迎えた。

現在日本でも、女性相談、DV関連サイトの相談掲示板、離婚相談会等の機会に、フェミニスト・カウンセラーやDV被害者ら（いわゆる「回復者カウンセラー」）に相談した妻が、あたかもマインド・コントロールを受けるがごとく「DV被害者自覚」を持たされるケースが散見される(野牧，2005b)。

3) 構造的暴力の一事例としてDV冤罪

DV冤罪は、日本における過去および現存する、国家権力によるさまざまな人権侵害問題の延長上に構成される問題のようである。

DV冤罪に似た問題としては、痴漢冤罪、えせ同和問題、らい予防法によるハンセン病患者に対する人権侵害、治安維持法における予防拘禁、そして公共事業の利権問題等が挙げられよう。また、ロシアのプーチン政権下における権力腐敗の現状とも近似している。

① 痴漢冤罪

痴漢冤罪との共通点は、「被害者」の主観が司法の場で扱われ、一定のストーリーに従ってエスカレーター式に断罪されるという点であろう（刑事裁判の有罪率は何と99.9%）。

冤罪被害者は、警察や司法の腐敗した現実直面させられる。

罪を認めなければ、拘留され、失職の憂き目にも遭い、人生を狂わされる（「人質司法」）。

② えせ同和問題

えせ同和問題との共通点は、「被害者」および「被害者」を取り巻く支援団体のカルト性、暴力性、問題の捉え難さ、そしてそれゆえの介入の困難さであろう。

③ らい予防法によるハンセン病患者に対する人権侵害

らい予防法によるハンセン病患者に対する人権侵害は、長期に渡った国家的犯罪である。

国は、現在のDV撲滅運動と同様、無らい運動によって、ハンセン病患者に対する迫害を煽り、スケープ・ゴートとされたハンセン病患者は、家族から引き離され、見捨てられ、療養所に強制隔離された。

また、ハンセン病が移らない病気とわかってからも、専門医等の専門家は、この狂気の国家政策の維持に加担した。

行政は、順法の立場を理由にらい予防法行政を推進し続け、公務員としての本来の責務である、ハンセン病患者に対する人権擁護を怠った。

④ 治安維持法における予防拘禁

悪名高い治安維持法とも共通点は多い。

治安維持法は、刑法の基本である罪刑法定主義から逸脱し、危険人物と判断された者を長期間にわたり拘留するものであった（予防拘禁）。

DV法も同様に、加害者と目されると、何度でも保護命令を出すことによって、妻子から引き離し、居住地から追放できる。つまり、「予防的」に危険人物の人権を制限し続けることができる。

⑤ 公共事業の利権問題

さらに、DV法は、公共事業の利権による腐敗の危険性を抱えていると言えよう。それはDV冤罪の温床ともなり、その問題解決を難しくし兼ねない。

DV法では、DVシェルター等の被害者援助に税金が投入されるため、そこには必然的に一定の利権が発生する。つまり、DV法が存続し、「DV被害者」および「DV加害者」が一定数いることにより利益を得る団体、職員等は確実に存在する。

事実、DVシェルターには、利用者に関する数値目標が設定されており、こうした目標に達しないと助成金は当然減らされる（旭川市、2006）。

加えて、DV法行政では、被害者保護を理由に、情報は秘匿される傾向がある。つまり、内部の実態が一般市民にはわからず、腐敗を誘発させる一因となり得る。

IV 考察

1. DV冤罪とは何か：個人および家族を搾取するDV冤罪という問題状況

以上のような本研究結果を総合すると、DV冤罪は、カルト的特徴を有する人間関係や集団および広義の全体主義的腐敗体制によって引き起こされる、以下にまとめられるような構造的暴力被害と考えられる。

1)個人および家族レベル

DV冤罪の問題における妻たちには、自己愛性人格障害等の人格的未熟さ、不安、ストレスに対する脆弱さ等の精神的問題を抱えるケースが多い。

彼女たちの子どもたちは、まだ乳幼児である場合が多く、育児を通じて、自らの人格的問題を賦活させている可能性を指摘できる。

彼女たちはしばしば実家家族との関係性に問題を抱えており、相互に無成熟な依存関係を有するものと考えられる。つまり、娘は親離れできず、親は子離れができない。

彼女たちは、自己の未成熟さ故に、自分の子どもを支配し、その父子関係を疎外する。

一方、DV冤罪を訴える夫たちには、大変子煩悩な人が多かった。そのため、父子の引き離し状況には一層の深刻さがあった。

彼らには、40歳前後が多く、その父母たちは既に高齢であった。

例えば、友人が少ない、経済的に生活の不安を抱える、精神病を抱えている等の弱点を何か抱えている人が狙われるかのようだった。

2)集団および社会レベル

Ⅲ—2—(2)で述べたように、日本におけるDV告発運動は、大衆的なトラウマからの回復運動と重複している。トラウマからの回復運動には家庭の価値を否定する傾向が見られ、しかもこの運動における自助グループのミーティングは集団心理療法の要素を持つなど、マインド・コントロールの問題が発生しやすいと考えられる。よって、「偽りの性虐待の記憶」問題のように、家族を破壊するカルト的傾向を持つことすら十分予想できる。

さらに、これらの諸要素に加え、それ自体問題をはらんだDV法体制が整備されたことにより、DV冤罪問題が構成されるに至ったものと考えられる。

2. DV冤罪における問題解決の試み

DV冤罪は、問題の存在自体が見えにくく、現在のところ社会的認知は限られる。

そうした中、問題解決に向けた試みは、被害当事者自身及び支援者らによって徐々にだが行なわれ始めている。その問題解決の試みは、個々の係争レベルから、個々のケースを越えた社会的レベルまでに及ぶ。自助及び支援ネットワークが少しずつではあるが構築され始めており、相互援助や情報発信、告発活動等が行なわれている。

本研究で明らかとなったように、DV冤罪との闘いは、カルトや全体主義的体制を代表とした暴力との闘いである。よって、本来ならば真性DV被害者との連携が可能である。

また、皮肉なことに、この闘いには、フェミニスト・カウンセラーが好む、社会構成主義に依るナラティブ・アプローチが、その暴力を問題視する立場から、有効であろう。

さらに、具体的な問題解決への取り組みについては、「偽りの記憶」問題、痴漢冤罪、ハンセン病患者等のケースが参考になるだろう。

3. DV冤罪に対する心理臨床家としての構え、介入を考える

1)マクロ的視点をも踏まえた視点、査定、介入

心理療法家（以下、CP）は、その職務において、DV冤罪当事者たちに直接出会う機会のある立場である。よって、誤った認識で当事者に臨めば、二次被害を与えかねない。

また、本稿で見てきたようなDV冤罪にたとえ無自覚でも加担することは、かつてハンセン病患者への迫害に加担した専門家と同様、専門家としての犯罪的行為であろう。

CPが、DV冤罪の問題に対して適切に臨むため、筆者は以下の点を提言したい。

- ① 個人の心の問題や家族問題という枠組みだけでなく、社会的状況等のよりマクロな視点からも問題を捉えようとする構えを持つ
- ② カルトや全体主義的システムの問題について深く認識するとともに、自分たち自身がそこに組み込まれないように心がける
- ③ 以上の視点、認識等を、科学者としての立場を守りながら、実際の査定や介入を行なう臨床の場で生かす
- ④ カルト・カウンセリングの知識と技法を活用する(Hassan S, 1988)

2)心理臨床家はDV冤罪の問題に対し何ができるか

① DV冤罪や、親子の引き離し問題当事者に対する援助の実施

DV冤罪や親子の引き離し問題、および離婚に直面する家族の問題等については、CPによる広範な専門的介入が有用と考えられるにも関わらず、日本では、家裁調査官はいるものの、限定的な役割に止まっている観は否めない。

こうした制度のあり方への提言をも含め、また現行制度の枠内でも、離婚問題等に関する援助をCPがさらに行なっていくことを模索すべきではないだろうか。

② 援助の具体例

例えば、CPができる具体的援助としては、夫婦カウンセリング、家族療法による介入、裁判所に提出する意見書の作成、CPの立場から社会に向けた提言等が考えられる。

また、筆者はそれらに加え、「会えない親子」の面会交流に対する援助を挙げたい。

日本以外の先進諸国は、離婚後の実親双方による子への関与責任と、実親と交流する子どもの権利を法的に定め、親子の面会交流に対する公的援助を整備している（日本弁護士連合会、2006）。

一方、日本では、離婚後の同様の権利保障がなされていないため、面会交流実施のための安全な面会場所やカウンセリングに対する切実な社会的ニーズがあるにも拘わらず、親子の面会交流に対するサポートはまったく不十分な状態である。

DV冤罪の深刻さの本質は親子の関係破壊にあるため、CPによる親子面会に関する援助は、DV冤罪の問題状況に確実な具体的変化を作り出すであろう。

<注>

1) Google等のサーチエンジンで「DV冤罪」と入力し検索すれば、DV冤罪に関する無数の情報にアクセスでき、DV冤罪という問題状況について理解する手がかりになるだろう。

- 2) DV法は刑法ではないので厳密には「冤罪」という言葉は当てはまらないが、無実の「加害者」にとっては刑罰を受けるに等しく、そのため「DV冤罪」と呼ぶ。
- 3) DV法にはDVの事実関係の精査に関する項目が盛り込まれていないため、厳密には、暫定的な「被害者」と「加害者」しか存在しない。よって、本稿では、「DV被害者」や「DV加害者」のように、括弧を付して表記することとする。
- 4) 心の傷、トラウマからの回復を願い、自助活動を中心に幅広く活動する社会的実態が世界的規模で認められる。
- Herman JL (1992)は、その理論的主柱として挙げることができよう。
- 5) 日本では、別居に際し、子どもを勝手に連れて行くことが普通に起こるが、諸外国ではこの行為自体を犯罪とするようである（國枝すみ枝，2006：CRN ジャパン，2007）。
- 6) カルトとは、一部のリーダーや集団全体の目的の為に、メンバーである個人やその家族などが搾取される反社会的集団である（西田，1995）。
- 7) この本は、日本におけるトラウマからの回復運動の中心的存在である監訳者（斎藤学）が、DVおよびDV援助の内容について、日本で最初に紹介したものと言えよう。

<付記>本稿は、日本心理臨床学会第25回大会（2006）で発表した内容を加筆・修正したものです。当日、御足労頂き、座長を務めて頂くとともに、貴重なコメントを頂きました矢幡洋先生（矢幡心理教育研究所）に感謝致します。また、調査にあたり御協力頂きました当事者・関係者の方々に感謝致します。

文献

- 旭川市(2006)：平成18年度推進計画事業シート
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/sogokeikaku/17hyouka/jimujigyou/41201.pdf>
- Bone JM,Walsh MR(1999):Parental Alienation Syndrome:How to Detect It and What to Do About It.*The Florida Bar Journal*,Vol .73,No.3,MARCH 1999,44-48.
(<http://www.atomicweb.co.jp/~icuspringor/html/THE%20FLORIDA%20BAR%20JOURNAL2.pdf>)
- Burr V (1995):An Introduction to Social Constructionism.
London:Routledge.田中一彦訳（1997）：社会的構築主義への招待 川島書店
- Cherry Blossoms(2007):<http://cherry-b.sakura.ne.jp/>
- CRN ジャパン(2007)：<http://www.crnjapan.com/ja/index.html>
- 第一東京弁護士会 司法研究委員会 子の奪い合いをめぐる紛争研究班(2002)：子どもの奪い合いとその対応
- Hassan S(1988):Combatting CULT MIND CONTROL.Park Street Press.浅見定雄（訳）(1993)：マインド・コントロールの恐怖 恒友出版
- 林道義(2005)：家族を蔑む人々 フェミニズムへの理論的批判 P H P 研究所
- Herman JL (1992):Trauma and Recovery.Basic Books,A Division of
Harper-Collins Publishers,Inc.,New York.中井久夫訳(1996)：心的外傷と回復 みすず書房

- 氷室かんな(2005)：離婚後の親子たち 太郎次郎社エディタス
- 人権擁護法案を考える市民の会編(2006)：危ない！人権擁護法案 展転社
- Johnston JR,Campbell LEG(1993):A clinical typology of interparental violence in disputed-custody divorces.*American Journal of Orthopsychiatry*,63(2),190-199.
- 加藤伊都子(2004)：性別役割意識とフェミニズムの間で離婚を選べない女性たち フェミニストカウンセリング研究, vol.3,28-46.
- 家族問題情報センター(2005)：離婚した親と子どもの声を聴く 養育環境の変化と子どもの成長に関する調査研究
- 警察庁(2006)：平成 17 年の犯罪情勢 (<http://www.npa.go.jp/toukei/seianki2/20060424.pdf>)
- 河野貴代美(2002)：フェミニストカウンセリングの理論化をめぐって パート1 フェミニストカウンセリング研究, vol.1,2-36.
- 厚生労働省(2007)：離婚に関する統計 (http://www1.mhlw.go.jp/toukei/rikon_8/index.html)
- 國枝すみ枝(2006)：増える「拉致」 風に吹かれて：in the USA 毎日新聞 2006 年 8 月 28 日東京夕刊
- Loftus E,Ketcham K(1994):THE MYTH OF REPRESSED MEMORY.ST.Martin's Press.仲真紀子(訳)(2000)：抑圧された記憶の神話—偽りの性的虐待の記憶をめぐって 誠真書房
- 毎日新聞(2006a)：平塚 5 遺体：死亡女性の実母を殺人容疑で逮捕 5 月 3 日付け
- 毎日新聞 (2006b)：刺殺：妻を日本刀で DVで接近禁止命令中の夫、容疑で緊急逮捕 —吉野川市 /徳島 12 月 23 日付け
- 箕浦康子 編著 (1999)：フィールドワークの技法と実際—マイクロ・エスノグラフィー入門 ミネルヴァ書房
- 文部科学省(2007)：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 (届出統計) (http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index31.htm)
- 中野恵美子(2004)：「理想家族」の崩壊と再生—DVと虐待が潜んでいた事例へのフェミニストの視点からの取り組み フェミニストカウンセリング研究, vol.3,6-27.
- 内閣府男女共同参画局編(2005)：配偶者からの暴力 相談の手引き (改訂版) 国立印刷局
- 内閣府男女共同参画局(2007)：<http://www.gender.go.jp/>
- 夏木栄司(2000)：でっちあげ 痴漢冤罪の発生メカニズム 角川書店
- 南野知恵子・神本美恵子・山本香苗・吉川春子・福島みずほ監修(2004)：詳解 改正DV防止法 ぎょうせい
- 二宮周平・榊原富士子(2005)：離婚判例ガイド (第2版) 有斐閣
- 西田公昭(1995)：マインド・コントロールとは何か 紀伊國屋書店
- 日本弁護士連合会(2006)：(資料) 各国における親権概念及び離婚後の制度 (<http://www7a.biglobe.ne.jp/~kspro/family1-3.jpg>)
- 日弁連家庭裁判所シンポジウム「離婚と子ども—子の親権・監護法制の現状と展望」
- 日本DV防止・情報センター(2005)：弁護士が説くDV解決マニュアル 朱鷺書房

- 信田さよ子(2002) : DVと虐待—「家族の暴力」に援助者ができること 医学書院
- 野牧雅子(2005a) : “家族解体法”の本性を現した改正「DV（配偶者暴力）防止法」.正論一月号, 288-297.
- 野牧雅子(2005b) : 犠牲者続々！DV防止法の恐怖が貴方を襲う.正論十月号, 302-311.
- 野村旗守編(2006) : 男女平等バカ（別冊宝島 Real,069） 宝島社
- 小田切紀子(2004) : 離婚を乗り越える—離婚過程への支援をめざして— ブレーン出版
- Politkovskaya A(2004):PUTIN’S RUSSIA.The Harvill Press.鍛原多恵子（訳）(2005):プーチニズム 報道されないロシアの現実 NHK 出版
- 斎藤学(1996) : カルトと自助グループ.アルコール依存とアディクション, **13**, 184-191.
- 斎藤学(2000) : 講演「蘇る記憶」をめぐって.こころの扉をひらいて AKK 市民講座 **14**, 57-91.
- 須田桂吾(2001) : アディクション関連セルフヘルプ・グループ（SHG）における回復, 成長に関する研究—ナラティブ・セラピー的枠組みによる SHG の再構成の試み— 日本心理臨床学会第 20 回大会研究発表集, 226.
- 周藤由美子(2004) : 「偽りの記憶」論争から何を学ばばいいか—『危ない精神分析』を批判する フェミニストカウンセリング研究, vol.3,58-68.
- 鈴木隆文・飛鳥澄江(2004) : ドメスティック・バイオレンス（改訂版）援助とは何か 援助者はどう考え行動すべきか 教育史料出版会
- 棚瀬一代(2004) : 講演 離婚と虐待にみる子どもの権利の日米比較.判例タイムズ No.1145, 8-18.
- 棚瀬一代(2007) : 離婚と子ども—心理臨床家の視点から 創元社
- 東京都福祉保健局(2005) : 第 2 章 虐待が行なわれた家庭の状況 児童虐待の実態Ⅱ—輝かせよう子どもの未来, 育てよう地域のネットワーク—
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/syoushi/news/presssyoushi051220-4.pdf>)
- 常盤紀之(2004) : 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法における保護命令制度についての問題点.判例タイムズ No.1146, 59-66.
- 鳥取県人権救済条例見直し検討委員会(2006):第 3 回検討委員会議事録
(http://www.pref.tottori.jp/jinken/jorei-kyusai_kentou06.07.23-gijiroku.pdf)
- 上野千鶴子(2002) : フェミニストカウンセリングのよりよい制度化に向けて フェミニストカウンセリング研究, vol.1,6-18.
- 魚住昭・大谷昭宏・斎藤貴男・三井環ら（2005） : おかしいぞ！警察・検察・裁判所—市民社会の自由が危ない 創出版
- Walker,L.E.(1979):The Battered Women.Harper & Row.斎藤学監訳（1997） : バタードウーマン—虐待される妻たち 金剛出版
- Wallerstein JS, Kelly JB(1980):Surviving the Breakup:How children and parents cope with divorce.New York:Basic Books.
- 渡辺直登(2000) : アクション・リサーチ 下山晴彦（編著） 臨床心理学研究の技法 シ

リーズ・心理学の技法 福村出版 pp111-118.

矢幡洋(2003) : 危ない精神分析 亜紀書房

山口宏(1999) : 司法腐敗 有罪, 無罪はどこで決まるのか PHP研究所

山下悦子(2006) : 女を幸せにしない「男女共同参画社会」 (新書 y 156) 洋泉社

読売新聞(2006) : 水死女兒の母逮捕、豪憲君の遺体遺棄大筋で認める 6月5日付け

吉本誠吾(2006) : パパ生きていたの—161日間の思い出—

(<http://kazu-say.cocolog-nifty.com/blog/>)